

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所の整備の例外の取り扱いについて

小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所の整備については、「原則、本体事業所と同一日常生活圏域内に整備する。」としておりますが、事前申出のあった事業者について、本体事業所のある七郷中学校区に隣接する蒲町中学校区への整備計画が提出されたことから、同一の整備地区内としていることの例外的な取り扱いについて整理する必要が生じたため、今回、本体事業所と異なる日常生活圏域への整備の例外的な取り扱いについて整理いたしました。

【本体事業所と異なる日常生活圏域への整備の考え方について】

本市においては、本体事業所について、未整備の日常生活圏域に重点的に整備することとし、事前申出事業者の募集において、既に事業所が整備されている圏域を募集対象としていないことから、サテライト事業所の整備にあっても、本体事業所と同様の取り扱いとすることが適当であると判断いたしました。

また、サテライト事業所の国基準の解釈通知の中では、「本体事業所とサテライト型事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。」とされていますが、本市における近距離の定義を隣接する日常生活圏域の範囲内とし、例外的な取り扱いも含め、サテライト事業所の整備の考え方を次のとおりといたします。

地域密着型サービスの種類	整備の考え方	
	現行	変更後
サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	原則、本体事業所と同一日常生活圏域内に整備する。	原則、本体事業所と同一日常生活圏域内に整備する。 <u>ただし、隣接する日常生活圏域に同種のサービスが整備されていない場合には例外的に整備することができるものとする。</u>

【参考】サテライト事業所の要件（基準省令及び解釈通知）

- ・ 本体事業所とサテライト型事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。
- ・ 本体事業所に係るサテライト事業所の数は2ヶ所までとすること。
- ・ 申請する法人について、介護保険事業等に3年以上の経験を有すること。
- ・ 本体事業所が事業開始後1年以上の実績を有するか、または、本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の7割を超えたことがあること。